



2024年11月18日

各位

会社名 株式会社コラントツテ
代表者名 代表取締役社長 小松 克巳
(コード番号:7792 東証グロース市場)
問合せ先 取締役最高財務責任者 井阪 義昭
(TEL. 06-6258-7350)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年12月24日開催予定の当社第27期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業拡大に対応するため、現行定款第2条に事業目的の追加を行うものであります。
- (2) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (3) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年12月24日 (火) (予定)
定款変更の効力発生日	2024年12月24日 (火) (予定)

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～15. (条文省略)	1.～15. (現行どおり)
(新設)	<u>16. 緊急時連絡システムの開発、運用及び販売</u>
<u>16.</u> (条文省略)	<u>17.</u> (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関構成)	(機関構成)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
①取締役会	①取締役会
②監査役	② <u>監査等委員会</u>
③監査役会	(削除)
④会計監査人	③ <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第11条 (条文省略)	第6条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第14条 (条文省略)	第12条～第14条 (現行どおり)
(決議の方法)	(決議の方法)
第15条 (条文省略)	第15条 (現行どおり)
② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	② 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
第16条～第17条 (条文省略)	第16条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第18条 当社の取締役は、12名以内とする。	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、12名以内とする。
(新設)	② <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>

現行定款	変更案
<p>(取締役の選任) 第 19 条 (新 設)</p> <p>取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の選任) 第 19 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第 20 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>③ <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第 21 条 当社は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、その決議によって<u>取締役社長1名</u>を選定し、必要に応じて<u>取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 25 条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 29 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の数)</p> <p>第 30 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上</u></p>	<p><u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>②当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p><u>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 34 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 2 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	
<p><u>(監査役会規程)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 38 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p>	(削 除)
<p><u>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>	
<p><u>② 当社は監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>常勤監査等委員</u>) <u>第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>第32条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) <u>第33条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) <u>第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規程</u>) <u>第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。 ② (条文省略)</p>	<p>(会計監査人の任期) 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第7章 計算</p>
<p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> 当社は、取締役会の決議によって、第27期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p><u>②本条の規定は、2034年12月末日の経過により削除する。</u></p>